

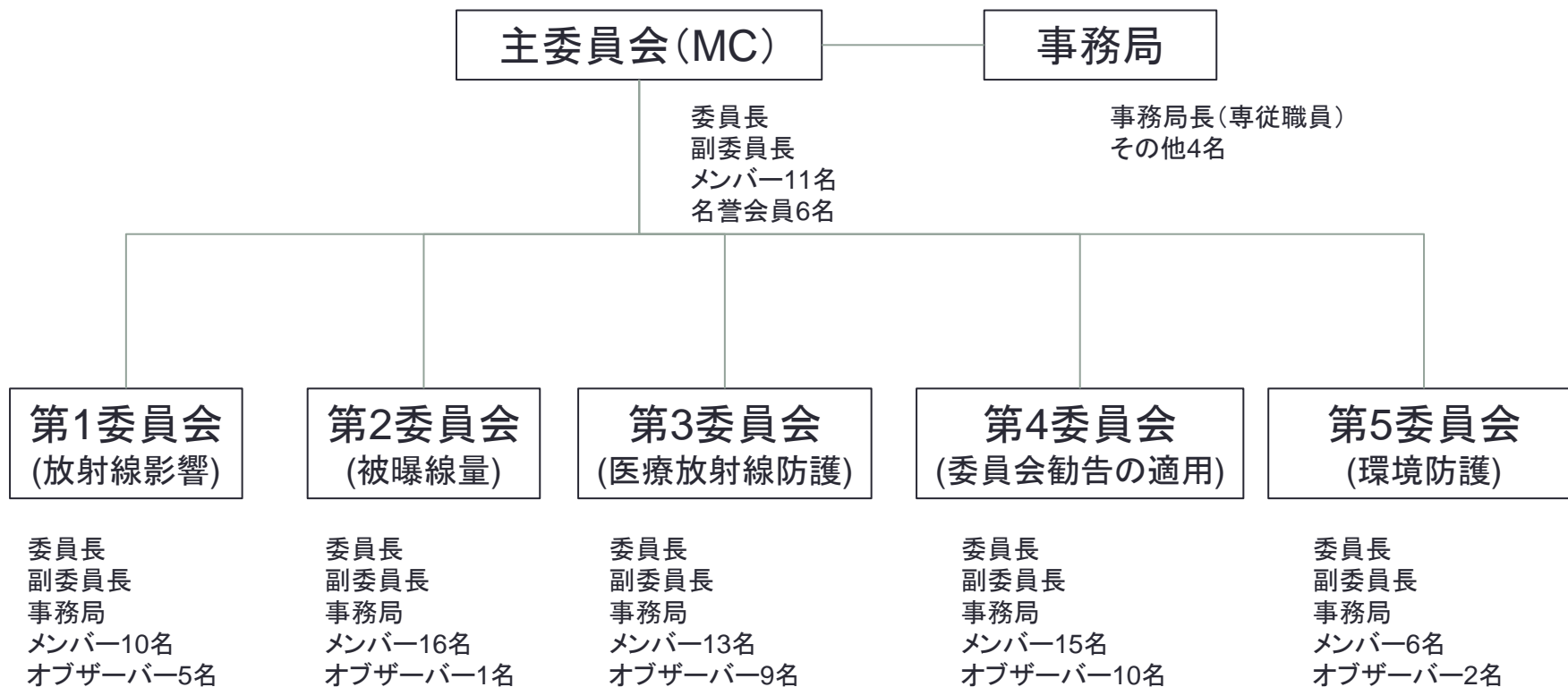
# ICRPについて

ICRP is an independent, international organisation with more than two hundred volunteer members from approximately thirty countries across six continents. These members represent the leading scientists and policy makers in the field of radiological protection.

ICRP is funded through a number of ongoing contributions from organisations with an interest in radiological protection.

ICRPは、6大陸約30カ国から200人以上のボランティアメンバーからなる独立した国際組織です。これらのメンバーは、放射線防護の分野における主要な科学者や政策立案者を代表しています。ICRPは、放射線防護に関心のある団体から多くの継続的な資金提供を受けています。（瀬川訳）

# ICRPの組織



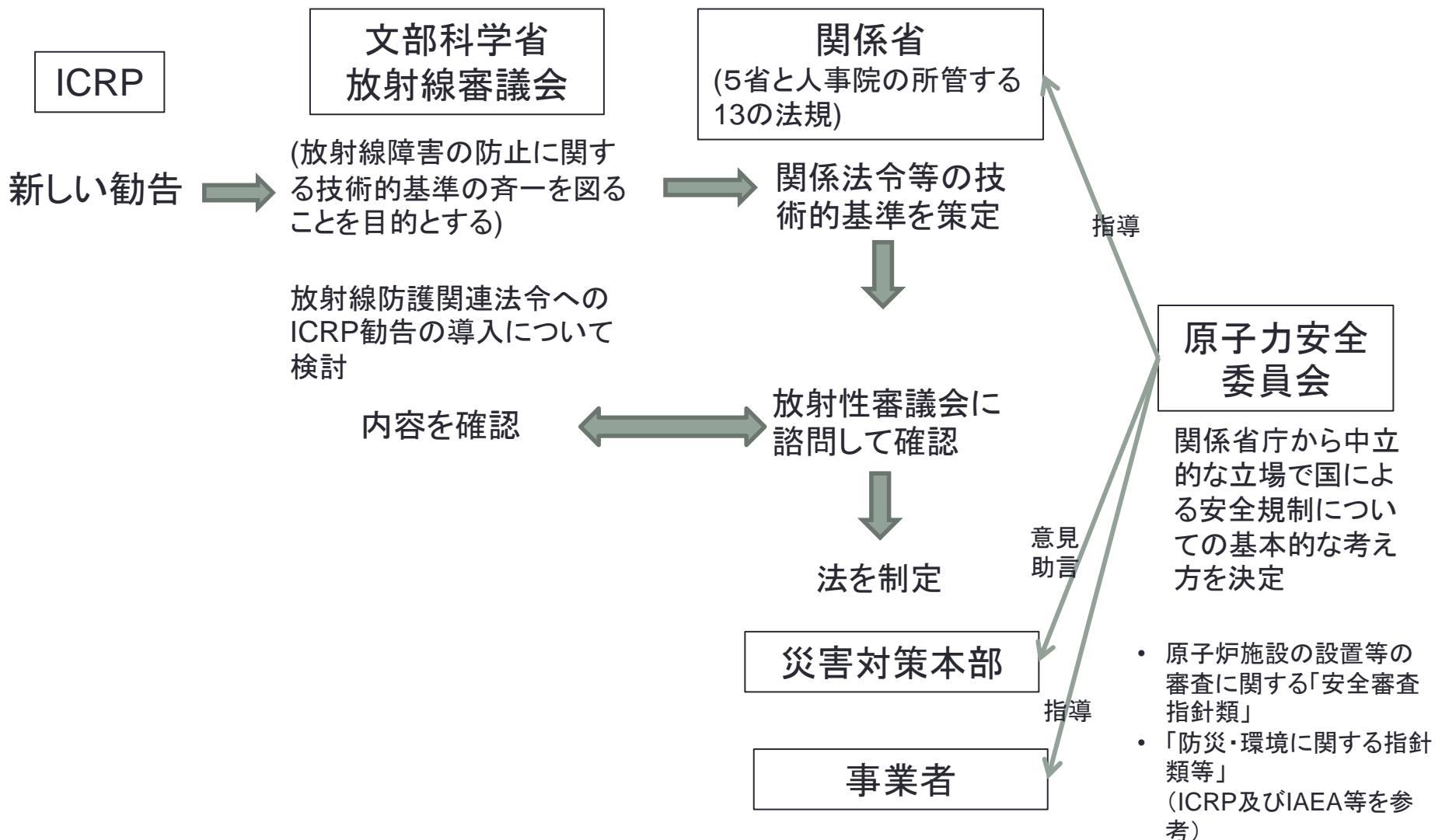
※各委員会の下で、課題ごとの作業部会 (task group: TG) とワーキングパーティー (WP) が勧告の準備作業に従事

※WPで作成した素案をTGで成案とし、MCで承認されるとICRP刊行物 (publication) となる。

参照: ICRPホームページ <http://www.icrp.org/index.asp>

佐々木康人「放射線防護の国際的枠組み」(『医学のあゆみ』Vol.239 No.10 2011.12.3)

# ICRP勧告と国内法等の関係



参考資料:「東日本大震災後の放射線と防護の基準をめぐる議論」(井上佐知子)、『放射線健康科学』(草間 朋子, 甲斐 倫明, 伴 信彦、杏林書院、1994)

# わが国の放射線防護関連法令

- 原子力基本法
  - ①原子力、核燃料、放射線などの定義
  - ②原子力委員会および原子力安全委員会
  - ③原子力の開発機構
  - ④核燃料、原子炉の管理
  - ⑤放射線による障害の防止
- 放射線防護関連法令
  - 炉規制法
  - 障害防止法(文科省)
  - 電離則(厚生労働省)
  - 医療法(厚生労働省)
  - 人事院規則(人事院)

## 主な放射線防護関連の法律

施設に着目した 法令	核燃料等を取り扱う施設: <b>炉規制法</b> 放射性同位元素等を取り扱う施設: <b>障害防止法</b> 医療の目的で放射線を取り扱う施設: <b>医療法</b>
行為に着目した 法令	取り扱い対象者が公務員: <b>人事院規則</b> 取り扱い対象者が民間企業労働者: <b>電離則</b>

※各事業所では、障害防止法にもとづき「放射線障害防止予防規定」が、炉規制法にもとづき「保安規定」が、人事院規則にもとづき「放射線管理規定」が整備される。

# 放射線審議会の2007年勧告審査状況

- 平成20年から検討開始
- 平成22年1月中間報告→国内制度等へ取り入れるべき15項目が示された。
- 平成23年1月第二次中間報告→そのうちの7項目と追加で抽出された事項について論点整理が行われ、基本部会の提言が示された(公衆被曝の線量限度1mSv/年を遵守するための管理手法としての「線量拘束値」等)。
- なお、この時点では「現存被ばく状況」の検討は未完了だった。

参考資料:

国会図書館調査資料「東日本大震災への政策対応と諸課題 第7章 東日本大震災後の放射線と防護の基準をめぐる議論」(井上佐知子)より(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2012/index.html>)

# 2007年勧告の防護体系

## • 1990年勧告

- 行為 (practice) と介入 (intervention) という行動 (procedures) に基づく防護体系
- 「行為」= 被曝を増す行動
- 「介入」= 被曝を減じる行動

	被ばく	例示	放射線防護体系
行為	被ばくが新たに加わったり、増加したりする	①放射線照射利用 ②原子力発電 ③放射線診断、放射線治療など	①行為の正当化 ②防護の最適化 ③個人の線量限度
介入	減少させなければいけない被ばく	①事故 ②天然放射性物質を高濃度に含有する残渣 ③屋内ラドンなど	①介入の正当化 ②最適な介入措置

## • 2007年勧告

- 考えられるすべての被ばくを含む3つの状況に基づいて防護体系を構築
  - 計画被曝状況
  - 緊急時被曝状況
  - 現存被曝状況

# 「行為」と「介入」

- ICRPは公衆被ばくに対する線量限度の適用範囲を「行為」の結果受けるものに限定
- 「行為」とは被ばく量を増加させる人間活動
  - 意図的に施設から放射性物質を放出することは「行為」として扱われる
  - 「行為」を規制することによって、被ばく線量の増加を防ぐ
- 既に環境中に存在する自然又は人工の放射性物質からの線量は、線源となる物質の撤去のような被ばく量を減少させるための人間活動である「介入」によってしか影響を与えることができないため、線量限度の範囲外となる
- 事故等の緊急時の対応も含む「介入」に対しては、前述の線量限度年1mSvとは別に何らかの基準が必要

参考資料:

国会図書館調査資料「東日本大震災への政策対応と諸課題 第7章 東日本大震災後の放射線と防護の基準をめぐる議論」(井上佐知子)より(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2012/index.html>)

# 内閣官房「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」報告書

## 参考3 低線量被ばくに関する政府のこれまでの対応等

- ①基本的な考え方はICRPの提言を考慮し、原子力安全委員会等から専門的見地による見解を得て、対応をとっている。
- ②緊急時被ばく状況への対応として、本年3月11日から12日にわたって避難・退避区域を設定、拡大し、最終的に発電所から半径20km以内が避難区域に、さらに、3月15日には半径20～30kmの範囲を屋内退避区域に設定。また、ICRPの参考レベルを考慮して、この緊急時被ばくの範囲のうち安全性の観点から最も厳しい年間20ミリシーベルトを採用し、計画的避難区域を設定し、避難指示を行った(平成23年4月10日原子力安全委員会意見)。

(中略)

- ③現存被ばく状況への対応として、ICRPの考え方に基づき、長期的な目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となること、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現することとし、除染等の措置の方針を決定(平成23年7月19日原子力安全委員会決定、平成23年8月26日原子力災害対策本部並びに平成23年11月11日閣議決定)